**ドクターヘリ導入に係る地方財政負担について**

平成２７年８月１３日

福祉保健部医療政策課

ドクターヘリ単独導入にあたり、**初期導入時に必要となる経費として（県費負担同額）**、**毎年度必要となるランニングコストとして（県費負担約１億５千万円）**が必要と想定される。

⇒　※１、２の金額とも、施設・設備の整備場所・内容によって大きく異なる。

**ドクターヘリ導入に係る経費及びその財源**

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 必要経費  （Ａ） | 国庫補助金等  （Ｂ） | **地方財政負担額**  **（Ａ）－（Ｂ）** |
| 導入時に必要となる経費  （格納庫、給油設備、運航管理室、医師・看護師研修、搭載医療機器、運航調整委員会開催等） | ２９１，５８２ | 無 | **２９１，５８２** |
| 毎年度必要となるランニングコスト  （ドクターヘリ運航委託、搭乗医師・看護師確保、施設・設備維持管理等） | ２２８，６３６ | ７６，０３０  ※３ | **１５２，６０６**  ※４ |
|

※３　国庫補助金の補助率については、原則１/２であるが、例年１/２の６割程度しか交付されないことから、３割（１/２×０．６）とした。

また、特別地方交付税交付金については、原則「国庫補助基準額－国庫補助額」の８割が交付されることとなっているが、例年その１４．５％程度しか措置されないことから、その率とした。

※４　毎年度必要となるランニングコストのうち、他県からの要請に基づいて出動した件数については、当該件数に応じて運航経費を按分するので、ランニングコストに係る負担金収入が見込まれる。